

様式 1

事業報告書			
医療法人整理番号		90069	
報告期間		自 令和7年4月1日	
		至 令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	社会医療法人松涛会	
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	社会医療法人	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	山口県	
	市区町村	下関市	
	町名・番地	横野町3丁目16番35号	
	建物名		
(3)	設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら	
(4)	設立登記年月日	昭和58年11月21日	
(5)	理事長の氏名	昭和58年11月21日 斎藤	
	姓	妙子	
	名	9	
	役員及び評議員の人数	理事長を含む人数を記載すること。	
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債		
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9)	その他	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

[illegible]

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は
介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを
記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

[illegible]

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

(注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

[illegible]

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[illegible]

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

[illegible]

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[illegible]

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

(注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
松涛会訪問看護ステーション		山口県下関市彦島江の浦町9丁目4番5号	
安岡居宅介護支援事業所		山口県下関市横野町3丁目1番2号	
彦島居宅介護支援事業所		山口県下関市彦島江の浦町9丁目4番5号	
彦島ホームヘルプステーション		山口県下関市彦島江の浦町9丁目4番5号	
グループホームわたぼうし		山口県下関市横野町3丁目16番35号	
グループホームケアタウン山の田		山口県下関市武久町1丁目19番30号	
小規模多機能ケアタウン山の田		山口県下関市武久町1丁目19番30号	
グループホームケアタウン江の浦		山口県下関市彦島江の浦町9丁目4番5号	
有料老人ホームケアタウン江の浦Ⅰ		山口県下関市彦島江の浦町9丁目4番5号	
小規模多機能ケアタウン江の浦		山口県下関市彦島江の浦町9丁目4番5号	
有料老人ホームケアタウン江の浦Ⅱ		山口県下関市彦島江の浦町9丁目2番5号	
小規模多機能くるみの家		山口県下関市彦島江の浦町9丁目2番14号	
有料老人ホームバーデン・バーデン		山口県下関市横野町4丁目9番24号	
有料老人ホームあんしんホームやすおか		山口県下関市横野町4丁目9番24号	
小規模多機能やすらが丘		山口県下関市横野町3丁目1番2号	
有料老人ホームやすらが丘		山口県下関市横野町4丁目2番18号	
24時間ケアサポートよしみ・安岡		山口県下関市横野町4丁目2番18号	
看護小規模多機能ケアタウンやすおか		山口県下関市横野町3丁目1番2号	
デイサービスわたぼうし		山口県下関市横野町3丁目16番35号	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関費

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

[illegible][illegible]

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しに代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8)当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

[illegible]

(注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式第三号

法人名 社会医療法人松涛会
所在地 山口県下関市横野町3丁目16番35号

※医療法人整理番号 90069

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	8,481,201 千円	ノ
2. 負 債 額	2,295,037 千円	ノ
3. 純 資 産 額	6,186,163 千円	ノ

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,843,501
B 固 定 資 産	4,637,699
C 資 産 合 計 (A+B)	8,481,201
D 負 債 合 計	2,295,037
E 純 資 産 (C-D)	6,186,163

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 社会医療法人松涛会
所在地 山口県下関市横野町3丁目16番35

※医療法人整理番号 90069

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	3,843,501	I 流動負債	637,571
現金及び預金	2,718,664	買掛金	47,305
事業未収金	762,147	短期借入金	192,336
有価証券	323,154	未払金	220,259
たな卸資産	23,723	未払法人税等	71
前払費用	18,753	未払消費税等	8,093
その他の流動資産	1,627	預り金	35,543
貸倒引当金	-4,569	賞与引当金	133,960
		前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	4,637,699	II 固定負債	1,657,465
1 有形固定資産	3,931,971	長期借入金	1,131,952
建物	3,586,360	退職給付引当金	525,383
構築物	94,680	その他の固定負債	130
医療用器械備品	34,441	その他引当金	
その他の器械備品	35,686	その他の固定負債	
車両及び船舶	5,515		
土地	165,519		
建設仮勘定	2,981		
その他の有形固定資産	6,786		
		負債合計	2,295,037
		純資産の部	
2 無形固定資産	19,533	科目	金額
借地権	1,287	I 基金	
ソフトウェア	16,821	II 積立金	
その他の無形固定資産	1,424	その他積立金	1,125,000
		繰越利益積立金	5,061,163
3 その他の資産	686,193	その他積立金	
有価証券	473,587		
役職員等長期貸付金	11,234	III 評価・換算差額等	
その他の固定資産	161,894	その他有価証券評価差額金	
長期前払費用	39,477	繰延ヘッジ損益	
役職員等長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産			
資産合計	8,481,201	純資産合計	6,186,163
		負債・純資産合計	8,481,201

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人松涛会
所在地 山口県下関市横野町3丁目16番35

医療法人整理番号 90069

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			3,996,142
2 事業費用			
(1) 事業費	3,757,550		
(2) 本部費	0		3,757,550
本来業務事業利益			238,592
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			1,139,964
2 事業費用			1,146,203
附帯業務事業損失			6,239
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			218,407
2 事業費用			236,921
収益業務事業損失			18,514
事業利益			213,839
II 事業外収益			
受取利息	9,584		
その他の事業外収益	17		9,601
III 事業外費用			
支払利息	5,099		
その他の事業外費用	0		5,099
経常利益			218,341
IV 特別利益			
固定資産売却益	13		
その他の特別利益	0		13
V 特別損失			
固定資産売却損	780		
その他の特別損失	0		780
税引前当期純利益			217,574
法人税・住民税及び事業税	71		
法人税等調整額	0		71
当期純利益			217,503

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 松涛会

理事長 斎藤 妙子 殿

私たち（注1）は、社会医療法人松涛会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 6月11日

社会医療法人 松涛会

監事

松 沢 利 三

監事

高 岡 寿

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。